

令和7年度 第1回静岡県消費者教育推進県域協議会 意見一覧（令和7年6月23日）

番号	大柱	意見内容	意見の反映
1	教育	<p>現行の消費者基本計画においては、消費者基本計画の施策とSDGsの関係について、大柱ごとに主に関連する目標の整理を行っているが、大柱1のところに「13気候変動に具体的な対策を」を追加してはどうか。地球温暖化の原因のほとんどが人間の活動にあるといわれており、エシカル消費を進めるに当たっては避けて通れない項目ではないか。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、本文中における大柱1の主に関連する目標に「13気候変動に具体的な対策を」を追加します。</p>
2	教育	<p>過去に自分がクリックした情報を使ったターゲティング広告があるが、自分たちが知らないところで勝手に自分の行動を使われているので、そういったことも情報リテラシーの中で、取り扱っていかねばならないテーマではないか。</p>	<p>第3章1（4）①「デジタル分野における消費者教育」において、デジタル広告には、個人がインターネットで過去に検索した情報等を活用したターゲティング広告があり、消費者の自立的な意思決定をゆがめる危険性がある旨、記載しました。</p>
3	教育	<p>最近の生成AIは非常に巧妙になってきている中では、出てきた情報が全部正しいかどうかを疑う、クリティカルシンキングが必要である。ターゲティング広告もおそらくAIが行っている。情報リテラシー教育は学校でもやっていくと思うが、出てきた広告をすぐに信用しないというのやはりよく考えないとけない話である。技術が進化していくと悪用する人が出てくるが、その手口は変わらないと思うので、そういった生成AIに対する対応策についても入れていただきたい。</p>	<p>第3章1（4）①「デジタル分野における消費者教育」において、生成AIの発達に伴い、なりすまし広告や偽情報の拡散といった問題も生じていることから、表示されている情報が正しい情報であるかを疑うクリティカルシンキングを身につけることが必要である旨、記載しました。</p>
4	教育	<p>大柱1（2）④の備考欄において、「金融教育」という記載になっているが、法律では「金融経済教育」となっているが、「金融教育」のままでもいいのか。</p>	<p>「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」（平成12年法律第101号）において「適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識を習得し、これを活用する能力の育成を図るための教授及び指導」を「金融経済教育」と定義していることを踏まえ、計画本文内では「金融経済教育」という用語を使用します。</p>
5	教育	<p>大柱1（4）社会の変化に応じた消費者教育の中の小柱2について、昨今は災害だけではなく、感染症の拡大や、気候変動、世界情勢の変化といった様々な話があることを考えると、災害だけではなく、感染症拡大、世界情勢の変化、気候変動といった全てのものについて噂が流れたり、情報が錯綜したりする中で、それに便乗した消費者被害を防止するという形で考えたらいいと思うので、「災害時等」として、広く捉えられるようにしてはどうか。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、第3章1（4）②のタイトルを「災害時の消費者行動における消費者教育」から「災害時等の消費行動における消費者教育」に修正いたしました。</p>
6	被害防止	<p>SNS等を使ったデジタル技術が非常に進んできて生活が便利になる一方、トラブルが非常に高度化、多様化、広域化していると思う。広域化している中で、相談員がなかなか他の地域の状況がつかみにくかったり、あるいは高度化してしまって手に負えない場合があると思うので、相談員のための講座や指定消費生活相談員の設置を少し考えてみてもいいのではないかと。相談員に話を伺ったところ、全てが解決できるわけでもなく、もっと早く相談してもらえればなんとかできたり、どこかに繋がられたりしたものもあり、せっかく相談したのに解決してくれないのかとカスタマー・ハラスメントを受けていることもある。ぜひ相談員の待遇や環境についても少し盛り込んでいただきたい。</p>	<p>第3章2（1）②「高度化・複雑化する相談への対応」において、高度化、複雑化する相談に対応できるよう、消費生活相談員向けの研修を実施する旨、記載しました。また、第3章4（3）①「市町との連携」において、指定消費生活相談員の設置や処遇改善について検討していく旨、記載しました。</p>